

請 願 文 書 表

(2 6 年 3 月 定 例 会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
1	2月24日	雇用の安定を求める意見書の提出に関する請願	京都府福知山市昭和新町10 1 - 3 福知山市立労働会館内 連合京都中部地域協議会 議長 俣野 健二	湊 泰孝 中村 正孝 西村 克己 藤本 弘 石野 善司 酒井安紀子	<p>(請 願 の 要 旨)</p> <p>雇用の安定を求める意見書を採択の上、国会及び関係 行政庁に提出くださるよう請願申し上げます。</p> <p>(請 願 の 理 由)</p> <p>現在、雇用に関するルールの改正に関する議論が政府 内でなされています。その議論には、「金銭による解雇 ルール」の検討や「ホワイトカラー・イグゼンプション」 の導入、「限定正社員」の普及、また、労働者派遣法の 見直しも含まれていますが、これらの改正は、雇用の安 定と雇用条件の向上に資するものでなければなりません。</p> <p>政府の描く成長戦略には、個人消費の回復が非常に大 きな要素として含まれています。そのためには、雇用を 安定させ、個人所得を向上させることが必要不可欠で す。そのことを通じて、政府が掲げる「経済の好循環」 が達成されるものだと考えます。</p> <p>また、政府内の議論は、労働政策に係る基本方針の策 定のあり方にも及んでいます。このような際には、労使 同数参加の審議会を通じて政策決定が行われるべきこ とが国際労働機関(I L O)の諸条約にも定められてい ます。そのため、我が国では、「労働分野の法律改正等 については、労働政策審議会(公労使三者構成)におけ る諮問・答申の手続が必要」とされており(厚生労働省 H P、「労働政策審議会」より)、こうした手続きにより 議論が進められるべきであることは言うまでもありま せん。</p> <p>こうした現状に鑑み、貴議会において、地方自治法第 99条の規定による意見書を採択され、関係機関に提出 されますよう請願いたします。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請 願書を提出します。</p>	産業建設 常任委員会